

序章 島田市環境報告書の概要

1 環境報告書の目的と役割

本市では、「島田市環境基本計画」に基づき、様々な環境に関する施策を実施しています。これらの施策の実施状況について、島田市環境基本条例第8条に基づき、年次報告書である「島田市環境報告書」を作成し、公表しています。

「島田市環境報告書（令和2年度版）」は、令和元年度における各種の環境施策の実施状況や環境測定の結果による市内の環境の現状等について取りまとめ、市民の皆様に報告するものであるとともに、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の進捗状況を把握し、検証するための資料となるものです。

2 島田市の環境行政

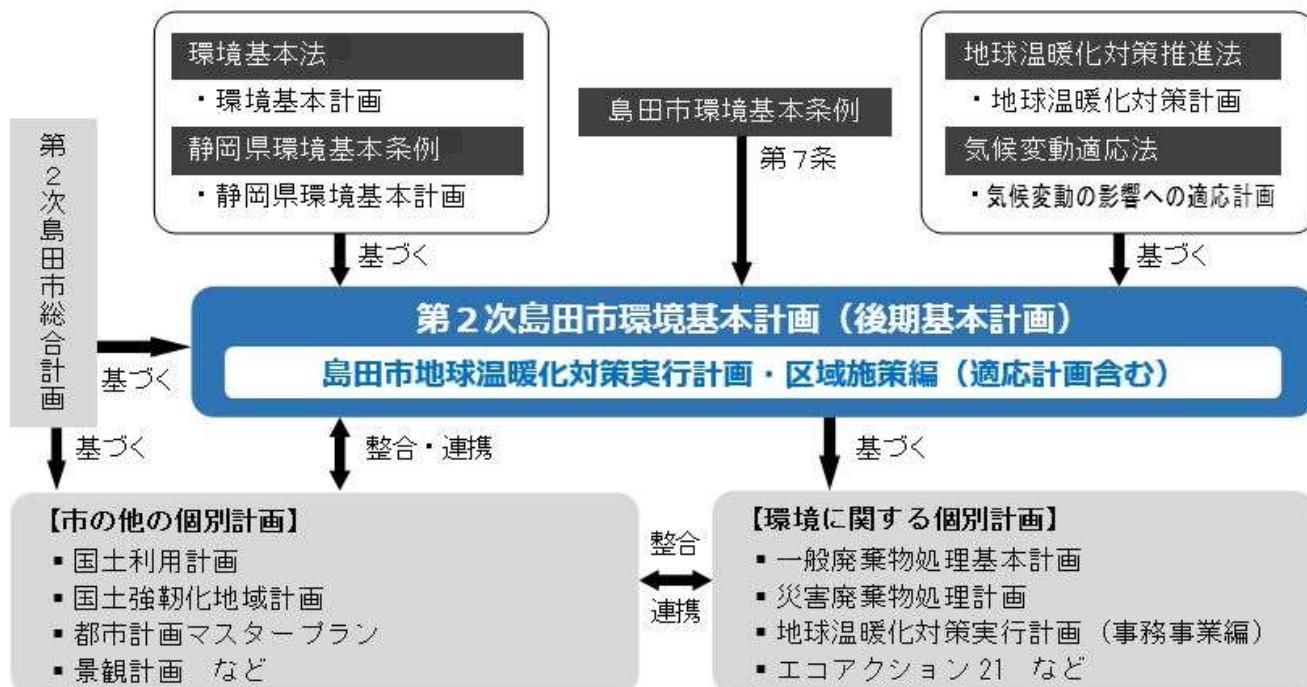
2-1 環境行政の枠組み

本市の環境行政は、島田市環境基本条例に基づき、市全体の環境の保全及び創造に向けた基本的な姿勢及び取組を「島田市環境基本計画」として定め、各種の環境施策を推進しています。また、行政としての率先的な実行計画である「島田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減・抑制を図っています。

計画をより効果的・効率的にするために、平成21年1月に島田市役所として環境マネジメントシステム*である「エコアクション21」*を認証登録しました。

環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の着実な推進と円滑な運用を図るため、「島田市環境管理システム」を構築し、継続的な改善を図りながら進行管理を行っています。

環境行政の枠組み（イメージ）



2-2 島田市環境基本計画

今日の地球温暖化に代表される地球環境問題は、日々その深刻さや複雑さを増してきています。加害者と被害者とがはっきりと目に見え、その問題範囲も限定されていた公害問題と違い、現在の環境問題は「大量生産・大量消費・大量廃棄」という我々自身の生活のあり方に起因する、いわば私たち自身が加害者であり被害者でもある問題となっています。

これらの問題を乗り越え、私たちの社会システムを持続可能なものに転換していくためには“Think globally, Act locally（地球規模で考え、地域で行動する）”の言葉どおり、私たち一人ひとりが地球全体のことを考えながら、地域から価値観や思考・生活スタイルを転換するための地道な取組を自発的に行っていかなければなりません。

このような状況を踏まえ、本市では、平成13年3月に「島田市環境基本条例」を定め、平成15年3月に「島田市環境基本計画」を策定しました。

計画期間の満了に伴い平成24年度末には、社会動向の変化や新たな課題に対応し、本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、新たな「第2次島田市環境基本計画」を策定しました。平成25年度から、同計画に基づき、様々な環境施策や環境に配慮した取組を推進しており、平成30年度には計画の中間見直しを行い、「第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】」策定しました。

見直しの際に「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を第4章として追加しています。計画概要は下記のとおりです。

第2次島田市環境基本計画の概要

（1）計画の期間

計画の期間は、平成25年度から令和4年度までの10年間とします。

なお、社会経済及び環境の状況の変化や、計画の進捗状況並びに他の計画等との整合を図るため、平成30年度に中間見直しを実施しました。

（2）計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境分野は、自然環境、生活環境、資源循環、地球環境、環境教育・環境保全活動とします。

（3）計画の対象地域

計画の対象地域は、本市全域とします。

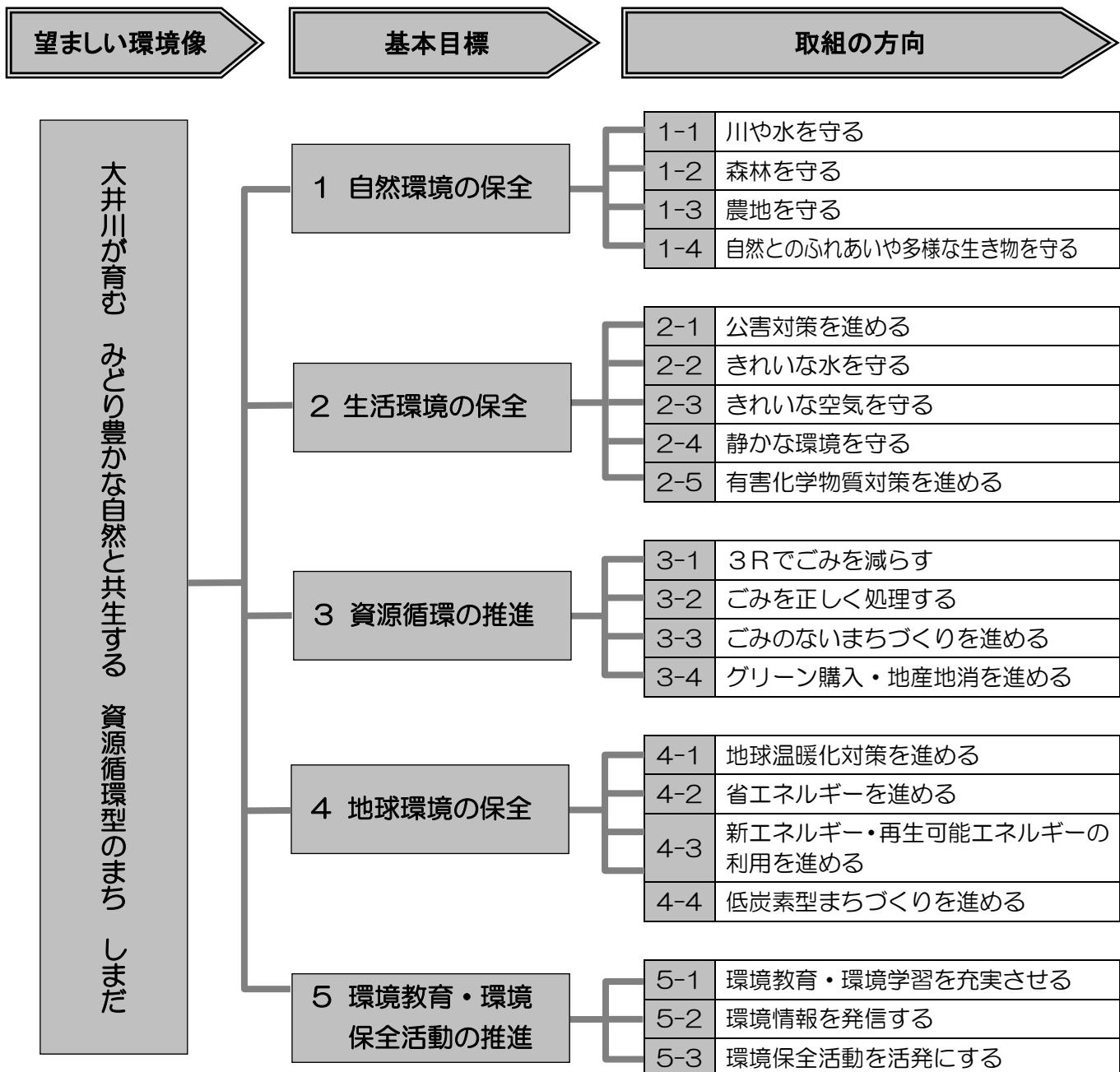
ただし、地球温暖化や水資源などの課題については、必要に応じて広域的に対応します。

（4）計画の推進主体

計画を推進する主体は、市・市民・事業者とします。

各主体は、島田市環境基本条例に規定されている責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。

第2次島田市環境基本計画の体系



※第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】の本編は、島田市ホームページや情報公開コーナー（島田市役所、金谷南支所、金谷北支所、川根支所）で御覧いただけます。

2-3 島田市地球温暖化対策実行計画

(1) 事務事業編

本市では、平成16年3月に既存の率先実行計画「島田市（庁舎等）における環境対策行動プラン」を発展させた「島田市地球温暖化防止実行計画」を策定し、市役所の事務事業において地球温暖化対策を推進してきました。現在は、「島田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第4期計画」（計画期間：令和元（2019）年度から令和12（2030）年度まで）の下、市の事務事業から排出される温室効果ガス*の排出抑制に取り組んでいます。

削減目標：平成25（2013）年度を基準として令和12（2030）年度までに40%削減する

(2) 区域施策編

島田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、平成30年度に実施した第2次島田市環境基本計画の見直しと合わせて新たに策定した計画です（計画期間：令和元（2019）年度から令和12（2030）年度まで）。市役所の事業を対象とする事務事業編とは異なり、島田市域における温室効果ガスの排出量を削減することを目的としています。

削減目標：平成25（2013）年度を基準として令和12（2030）年度までに27%削減する

また、計画内には、平成30年12月1日に施行された気候変動適応法の第12条に基づく地域気候変動適応計画としても位置づけた島田市の気候変動適応計画を追加しています。適応計画における適応策とは、これまでの地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する緩和策に対して、大気中に蓄積された温室効果ガスによる影響が今後も続くことを考え、気候変動に対して自然や人間社会のあり方を調整することです。国が策定した気候変動適応計画で示された分野・項目・評価を参考に、島田市における適応策について計画し策定しています。

2-4 エコアクション21*

エコアクション21とは、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」ための方法として、環境省が策定した環境マネジメントシステムで、中小企業、学校、公共機関などの幅広い事業者を対象としています。

エコアクション21では、PDCAサイクルを基本としており、取組の不足している点や見直しが必要な箇所を的確に把握し、「継続的改善」を図っていくことを目的としています。エコアクション21は、環境への取組の推進だけでなく、光熱水費などの経費の削減なども可能となっています。

本市では、事業者としての温室効果ガス排出量の削減を含む環境配慮活動について、前記のとおり「島田市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定しています。実行計画で定めている温室効果ガス排出量の削減をさらに促進するため、平成21年1月に島田庁舎・第二庁舎・第三庁舎を範囲として、エコアクション21を認証取得しました。

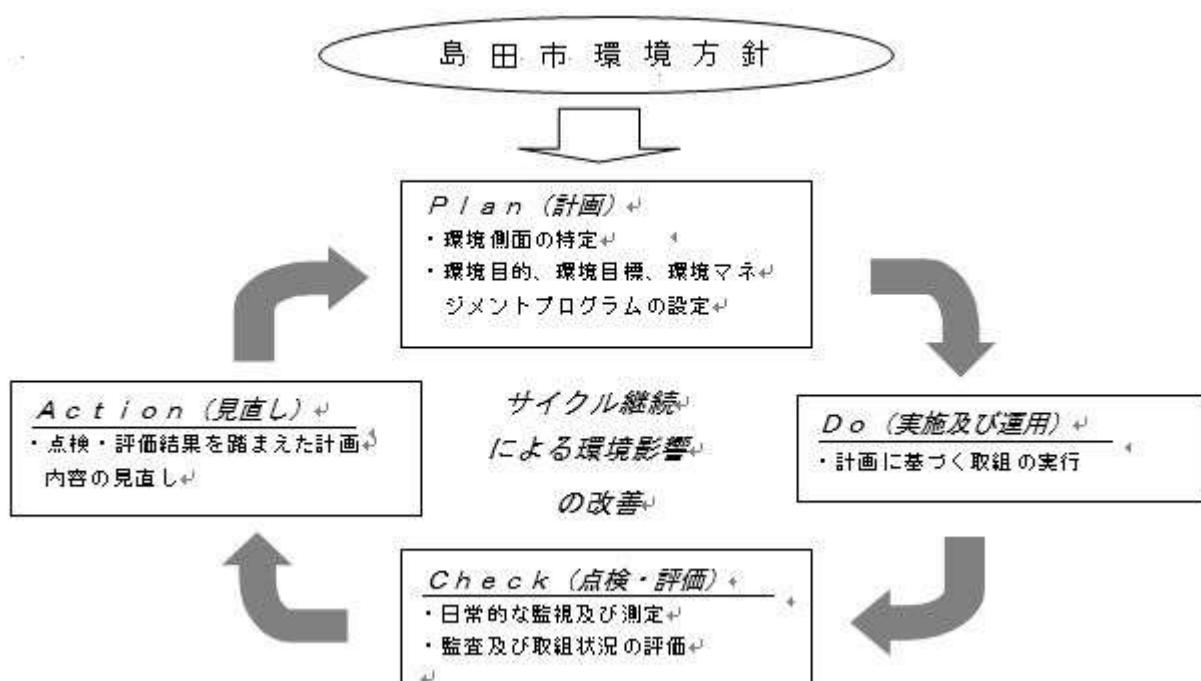
その後も、中間審査、更新審査に併せて、段階的に認証・登録範囲を拡大し、平成24年度には対象となる全ての施設について認証・登録を取得しました。

また、本市では、事業所における地球温暖化防止に向けた取組を促進するため、エコアクション21認証取得セミナーを開催し、市内事業者のエコアクション21認証・登録を支援しています。令和元年度末時点で、市内79事業所（累計）が認証取得しています。

2-5 島田市環境管理システム

本市では、「島田市環境方針」（環境保全に対する組織の基本的な姿勢）に基づき、各計画の円滑かつ効果的な進行管理を行うために島田市環境管理システムを構築しています。

PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実施及び運用）→Check（点検・評価）→Action（見直し））に沿って取組を実践・評価することにより、継続的に改善していくものです。



島田市環境方針

＜基本理念＞

島田市は、環境基本条例の基本理念に基づき、全職員が一丸となって全ての行政活動において、地域環境と地球環境の保全と創造のため、率先してその役割を担っていきます。

- ・すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造しなければならない。
- ・すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

～「島田市環境基本条例 第3条（基本理念）」より～

＜環境方針＞

- 1 市民、事業者、行政の協働のもと、島田市環境基本計画に基づいて環境の保全及び創造に配慮した施策と事務事業における取組を推進します。
- 2 重点的に省資源、省エネルギー、廃棄物の減量とリサイクル、環境に配慮した物品の購入に取り組み、地球温暖化対策を推進します。
- 3 これらの取組については、具体的な目標と目標達成期間を定め、定期的に見直すとともに、継続的な改善活動を行います。
- 4 そのため、全職員が参画し環境経営のための組織運営体制を構築し、各自の役割と責任の所在を明確化し、自主的な活動を行います。
- 5 環境関連法令を遵守し環境汚染の予防に努めます。
- 6 環境方針及び環境経営システムに基づく活動の結果については全職員に周知するとともに、広く市民へも公表し、情報の公開と交流に努めます。

平成 25 年 5 月 29 日

島田市長

塗谷 総代

2-6 COOL CHOICE（クールチョイス）宣言

本市では、地球全体の問題である地球温暖化への対策を地域から進めるため、国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同し、2017年（平成29）年4月11日に「島田市COOL CHOICE宣言」を行いました。

島田市ホームページやアース・キッズ事業、くらし・消費・環境展などのイベント開催時にもCOOL CHOICE賛同について、広く市民への周知を図っていきます。

島田市 COOL CHOICE 宣言

島田市
緑茶化
計画



島田市は、

地球全体の問題である地域温暖化への対策を地域から進めるため、国民運動「COOL CHOICE(賢い選択)」に賛同し、市民一人ひとりが自覚し、環境への負荷の少ない社会の構築を目指して行動する「大井川が育むみどり豊かな自然と共生する資源循環型のまち しまだ」の実現に向けて、率先して取り組みます。

未来のために、いま選ぼう。

「COOL CHOICE」とは、地球の、そして私たちの未来のための「賢い選択」。

例えば、

自家用車を買うとき、住宅を建てるとき、電化製品を買うとき、暑い夏、寒い冬、あなたはどんな選択をしますか？
あなたの賢い選択は、地球の未来を救います。



平成29年4月11日

島田市長

塗石綱代

島田市緑茶化計画

第1章 環境施策の実施状況

市内では、市民・事業者が環境に関する様々な活動を実施しています。ここでは、しまだエコ活動に登録のあった活動を紹介します。

しまだエコ活動

1-1 環境保全活動登録制度（しまだエコ活動）

①概要

第2次島田市環境基本計画の推進に資すると期待される環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録することによって支援し、市民（市民団体、NPO）・事業者による環境保全活動の活性化を図ります。

②定義

「しまだエコ活動」とは、以下の（1）及び（2）にあてはまる環境保全活動とします。

- （1）市民及び事業者が市内で行う環境保全活動。
- （2）第2次島田市環境基本計画に規定する市の施策、市民の取組、事業者の取組に関する環境保全活動。

1-2 登録団体一覧（令和元年度）

団体名	活動名	エコ活動レポート
NPO法人 しまだ環境ひろば	竹林の保全・管理	82ページ
	梅林の保全・管理	83ページ
	御仮屋市民農園の開設と維持管理	
	休耕田を利用した「コミュニティ農園」で地産地消	84ページ
	小水力発電の研究と導入促進	
	市民の環境意識向上のための広報活動	85ページ
	しまだ環境ひろば塾の開催	86ページ
	環境保全活動の進行管理の推進	89ページ
	生ごみ堆肥化の普及活動と生ごみ分別収集の調査研究	
大鐘測量設計株式会社	伊太谷川清掃活動	90ページ
NPO法人 しろやまゆいの会	地域の自然環境の保持と住民の生活向上	92ページ
水と里山を守る会	里山・里地整備 荒廃耕作地を再耕作	
ふるさとの森	森のクラフト教室	95ページ
JA大井川女性部島田ブロック	環境美化ごみ拾い運動	
NPO法人 里山仕事・しょんた塾	里山と諏訪原城跡の整備	96ページ
NPO法人 里山どんぐりの会	里山づくり（人工林・雑木林育成）	97ページ
	自然活動事業を通じ子供の健全育成を図る	
島田瓦斯株式会社	エネルギー・環境事業	98ページ
島田市総合スポーツセンター外3施設指定管理者 報徳・サン・シンコーグループ	島田市総合スポーツセンター外3施設の地球にやさしいエコ活動	99ページ